## 早わかり

## インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の 期間は、法律\*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあっては、3日)を経過するまで

## 実際の例で考えてみると…

受診した日で はなく、症状 が出始めた日

発症日 0日目

発症後

3日目 4日目 5日目:5日を経過した後 2日目

••••• 発症後

解執

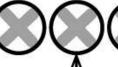
解熱後 解熱後

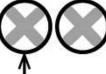
発症後1日目に 熱が下がった

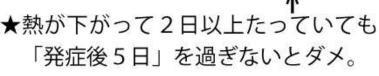










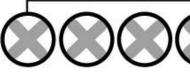


解熱



発症後4日目に

熱が下がった











★「発症後5日」を過ぎていても、 熱が下がって2日以上たたないとダメ。

※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(平成24年文部科学省令第11号)

インフルエンザと診断された場合は、欠席扱いにはなりません(出席停止) 病院でインフルエンザと診断を受けた場合には、必ず学校に連絡をしてください。 また、出席停止期間を終えて登校するときには「登校届」を必ず提出してください。 (登校届けの提出がないと出席停止扱いに出来ません。)